

水路等使用料新旧対照表

使用物件の種類	区分	単位	R4 現行使用料 (円)	R7 改正使用料 (円)	増減比 (%)
電柱類	第一種電柱	一本につき 一年	950	990	4.2
	第二種電柱		1,500	1,500	0.0
	第三種電柱		2,000	2,000	0.0
	第一種電話柱		850	880	3.5
	第二種電話柱		1,400	1,400	0.0
	第三種電話柱		1,900	1,900	0.0
	その他の柱類		85	88	3.5
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき 一年	9	9	0.0
	地下に設ける電線その他の線類	一年	5	5	0.0
	路上に設ける変圧器	一個につき 一年	830	860	3.6
	地下に設ける変圧器	使用面積一平方メートルにつき 一年	510	530	3.9
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	一個につき 一年	1,700	1,800	5.9
	郵便差出箱		720	740	2.8
	広告塔	表示面積一平方メートルにつき 一年	2,400	2,200	-8.3
	その他のもの	使用面積一平方メートルにつき 一年	1,700	1,800	5.9
地下埋設物	外径〇・〇七メートル未満のもの	長さ一メートルにつき 一年	36	37	2.8
	外径〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの		51	53	3.9
	外径〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		77	79	2.6
	外径〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの		100	110	10.0
	外径〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの		150	160	6.7
	外径〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの		200	210	5.0
	外径〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの		360	370	2.8
	外径〇・七メートル以上一・〇メートル未満のもの		510	530	3.9
	外径一メートル以上のもの		1,000	1,100	10.0
自動運行補助施設	道路法第二条第二項第五号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	5	5	0.0
		その他のもの	17	18	5.9
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	一本につき 一年	1,400	1,400	0.0
	その他のもの	上空に設けるもの	850	880	3.5
		地下に設けるもの	510	530	3.9

使用物件の種類	区分		単位	現行使用料 (円)	改正使用料 (円)	増減比 (%)
通路	上空に設ける通路		使用面積一平方メートルにつき一年	1,200	1,100	-8.3
	地下に設ける通路			710	660	-7.0
	その他のもの			1,700	1,800	5.9
露店、商品置場類	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		使用面積一平方メートルにつき一日	24	22	-8.3
	その他のもの		使用面積一平方メートルにつき一月	240	220	-8.3
看板類	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積一平方メートルにつき一月	240	220	-8.3
		その他のもの	表示面積一平方メートルにつき一年	2,400	2,200	-8.3
	標識		一本につき一年	1,400	1,400	0.0
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	一本につき一日	24	22	-8.3
		その他のもの	一本につき一月	240	220	-8.3
	幕(道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第七条第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その使用面積一平方メートルにつき一日	24	22	-8.3
		その他のもの	その使用面積一平方メートルにつき一月	240	220	-8.3
	アーチ	車道を横断するもの	一基につき一月	2,400	2,200	-8.3
		その他のもの		1,200	1,100	-8.3
工事用施設及び工事用材料置場			使用面積一平方メートルにつき一月	240	220	-8.3
第五条第四号に掲げるもの				市長が定める額	市長が定める額	—